

## 第 1 0 回

# 持続可能な保護司制度の確立に向けた検討会

日 時    令和 6 年 6 月 2 7 日（木）    自    午前    9 時 5 8 分  
至    午前 1 1 時 5 7 分

場   所    法務省 2 0 階    第 1 会議室

**倉吉座長** 定刻となりましたので、これより第10回持続可能な保護司制度の確立に向けた検討会を開催いたします。

まず初めに、押切保護局長からお知らせがあります。

**押切保護局長** 皆様、おはようございます。本日もどうぞよろしくお願いいたします。

私の方からは、今般、滋賀県で保護司の方がお亡くなりになられた事案につきまして、皆様に御説明をさせていただきたいと思います。

今般、更生保護のために大変な御尽力をくださった保護司の方が亡くなられたことは、本当に哀惜の念にたえません。

捜査が継続中ですので、詳細について述べることは差し控えたいと思いますが、報道等を受けて保護司の方々の不安が広がっており、法務省としましては、まずは速やかに保護観察事件の総点検を行うとともに、保護観察を担当している全ての保護司に連絡を取って、その不安等を聴取した上で保護司の意向等に応じた対応をするということを、全国50か所の保護観察所において行っているところです。

これまでのところ、保護司の方々の受け止めとしましては、これからも保護司を継続していきたいという方がほとんどです。しかし、少数ではありますが、御家族の反対があって保護司を辞めざるを得ないとか、今担当しているケースについて不安があるので、保護観察官の直接的な関与を強めてほしいですとか、あるいは、保護司に内定していた方から辞退のお断りがあったとか、そういった声がある状況です。

全般的には、これからも保護司を、大切な活動なので続けていきたいという方が多いという現状ですが、これから我々としても、御不安を伺った結果ですとか、あるいは調査の結果を踏まえて、保護司の方々の活動環境、特に安全確保策について様々なことを講じていく必要があると思っております。この検討会においても、今のところ考えられる安全確保策についてお示しした上で、皆様方から様々な、また積極的な御意見を頂けると幸いです。

**倉吉座長** ありがとうございました。被疑者とされている人物は、報道によればですが、犯行を否認しており、そして、これも報道によれば、鑑定留置の決定がされたようだというものがありました。そうすると無罪の推定が働きますので、その意味で慎重な議論が必要になるということがあります。ただ、それはそれとして、これからこの問題に対してどう考えていくのかということは、私たちも議論しなくてはいけないことだと思います。

それでは、事務局から本日の資料について御説明願います。

**中島企画調整官** 事務局でございます。第10回検討会の資料は資料1、資料2及び資料3と

なってございます。

事前に御覧いただいております資料１の事務局資料につきましては、第９回検討会におけるヒアリングを踏まえた内容となっております。また、今般の事態を踏まえまして、保護司の安全確保に向けた取組についての資料をお付けしております。横置きのポンチ絵を御覧頂きたいと思います。

保護司の安全確保に向けた取組についてというところでございます。保護司が被害に遭われた事例というのを記載してございます。重大事案でございますけれども、昭和３９年、北海道におきまして、保護司が担当していた元保護観察対象者によって殺害されるという事案がございました。また、平成２２年、茨城県では保護司の自宅が担当する保護観察対象者によって放火され全焼するという事案がございました。３点目は、先ほど押切保護局長から御報告をいたしました事案でございます。その他の事案ではございますけれども、こういった重大事案のほかに、金品を盗まれる、物を壊される、暴行を受けてけがをするなどの事案が発生をしてございます。

特に今回の事案を踏まえての保護司の安全確保に関する対策というところで、下段に記載をしてございます。６月中に個別緊急対応ということで、これも先ほど押切局長から御説明をいたしました内容を６月中に鋭意、進めているという状況でございます。

この６月中の対応を行いまして、７月以降は、そこに書いてございますとおり、今度は保護観察を担当していない保護司に対する不安等の聴取ですとか、保護司の活動環境に関する調査を実施いたします。また、これらの調査の結果を踏まえまして、イメージではございますが、下記に書いてある取組を実施することとしてございます。担当保護司の複数指名の積極的運用、保護観察官による直接処遇など直接関与の強化、地域における保護司への相談支援をはじめとする地域援助の取組強化、そして自宅以外の面接場所の確保の推進ということを考えてございます。

さらには、７月以降でございますけれども、アセスメントの充実策について検討することとしてございます。現在、令和３年１月からＣＦＰというアセスメントツールを用いた処遇を行っておるところでございますので、その充実策について検討を行うということとしております。

そして最後に、１０月ということでございますけれども、本検討会の最終報告に沿った対策を講じていくという内容を考えてございます。

次に、資料２につきましては山元構成員の資料となっております。また、資料３、これ

は柳川構成員からの資料となっております。

事務局からは以上でございます。

**倉吉座長** ありがとうございます。ただいま事務局から説明があったとおりですが、山元構成員と、柳川構成員から資料を頂いていますので、まず山元構成員から御発言を頂きたいと思います。よろしくお願いします。

**山元構成員** 山元でございます。よろしくお願いいたします。私は資料2を書かせていただきました。あくまでもこれは全部私見でございますので、それと、理論的な背景とか法的なこととかというのをある程度排除して、どちらかというと現場感覚、現場のサイドの感覚で発言をさせていただきたいと思います。

まず、先般報道されている大津の事件については、こういった事件は二度と起こしてはいけないと思っています。こういった事件が起きて、考えたんですが、まず、①なぜこのような事件が起きたのか、②どうすればこのような事件を防止できるか、それから、③現状の影響に対してどのように対応していくかということの3点は最低限検討していかなければいけないと思っています。

①について、この事件が起きたということについては、どのような状況で、どのような心理状態で、どのような目的でこの事件が起きたのかを分析する必要があります。

②について、どうすればこのような事件を防止できるかということについては、今後このような事件を起こさないため、事件を防止する方法を考えていく必要があると思っています。ただ、その防止についても予算という枠組みの中で行っていかなければならないというところで、先ほどもいろいろ対応策が出ていたんですが、ICTの活用によっていろいろ防止ができることもたくさんあると思います。ですので、このICTの活用ということは、特にこれから保護司が減少したり、マンパワーが減少して、一定の予算の制約があるという中でやっていくためには、ICTの活用というのは更に前面に出してもいいのかなと私自身は思います。

さらに、③保護司制度をめぐる現状の影響などについて、どのように対応していくかということですが、私の保護区でもいろいろな意見が出まして、最初はかなり皆さん動揺していて、結構不安とか、それから、いろいろな意見が出ていました。ただ、冷静になって考えていきましょうというところで、一旦落ち着いてきて、何とか落ち着いた状況でいろいろ話合いができるようになってきたかなと思っています。

一番そこで出ていた意見としては、保護司自身は、多少の不安は持っているけれども、保

護司を辞めるとか、それから保護司の制度について何か疑念を持つとか、そういうことはないんですけれども、むしろその周りの御家族あるいは関係者の方等が、やはり非常に、我々も動揺したのと同じように、動揺しているのかなと。保護司自身は仲間同士でいろいろ話合いができるんですが、家族とか関係者の方についてはどちらかというと孤立したような状態になっていますので、そういったところもどうやって対応していくのかなというところで、これはできるかできないかは別として、一応、7月に事件担当のない保護司についても聞き取り調査を行うということでしたが、できれば、家族や関係者の方に対しては直接聞いても、ふだんコミュニケーションをとっていれば別ですが、本音まで引き出すのは難しいかなというところで、あるいは家族や関係者に対してアンケートを実施することも、どういう対応をしていくかということでは必要かなと思っています。事件に関しては以上です。

次に、今回の検討事項について個別の意見を述べさせていただくというところで、実はこの意見を述べる前に、6月4日に東京都の保護司会の会長が集まる会議があつて、その席上で持続可能な保護司制度検討会のお話が出まして、そこで出た手厳しい意見というか、実際に出た意見なので御報告させていただきますと、今回の持続可能な保護司検討委員会の中間報告を見てがっかりしたと、その方はですね、目玉がないというか、特徴がないというような発言がありましたので、そういうふうに思われている方もいるということで、一応報告させていただきました。

それとは別に、今回この推薦、委嘱の手順とか年齢の条件について、適任者を確保していくためには、保護司とか保護司会とともに保護観察所においても関係機関、団体等に対しての人材確保についての協力を求めるなどして、保護司適任者を確保できるような必要な措置をとることが求められているということについて、若年層の参画、保護司の平均年齢は60歳、65歳と言われていますが、更生保護の理念にある社会全体で包摂するというためには、より若年層を取り込んでいく必要があるのではないかなと思っています。その一方で、保護司としてこれまでの経験をいかして対象者に寄り添うためには、それ相応の人生経験も必要かなと思っています。若年の時代から保護司活動に携わっていただくためには、例えば一定の年齢までは保護観察を担当しないとか、一定の時間を経過した上で若年層の方については保護司になっていただくような形で、そこで保護司会の先輩保護司とか保護観察官からの指導や研修を受けて、長い人生を通して保護司として携わっていただけるような制度が構築できるといいのかなと思っています。

次のページです。私は思うのですが、BBSの方々、大学とか若いときに更生保護のボ

ランティア活動に携わっていただいて、社会人になるとBBSを退任したりしているというケースが多いんですが、そこで途切れてしまっているんですね。ですので、BBSの方たちが将来、保護司になっていただいているケースもあると思うんですが、登録制度とか何か制度を作って、更生保護にずっと携わっていただいて、人生経験や事例を学んで、40歳代とか一定の年齢を経験を経た後、保護観察を担当していただくような仕組みも必要なのかなと思っています。それが一つです。

それから、次の(2)の方なんですが、保護司は自然人が原則になっており、最終的には自然人が保護観察を行わなければいけないと思うので、この制度自体は維持していくべきだと思います。一方で、協力雇用主といって、一定の会社が協力雇用主として登録して、保護観察対象者あるいは出所者の就労支援に当たっているんですが、それとは全く別に保護司の法人、保護司法人といったものも一つ考えていく必要があるのではないかなと思っています。

こういったものをイメージするかというと、公益性の高いNPO法人とか、例えば公益社団、社会福祉法人などで公益性の高いような法人が登録、あるいは一定の研修を経て、保護観察のサポートをしたり保護観察の一旦を担うということで、そこに働いている職員のうち一定の者が保護司として登録して活動していただくということで、例えばどういうことが可能かということ、その法人の会議室あるいは法人の施設を利用して面接や処遇活動が行えるということも考えられます。一定の条件が必要だとは思いますが、なかなか自然人だけの個人の成り手というのは限界があるので、法人をも取り込んで保護司制度を作っていくということも必要なかなと思っています。

実際の事例として、豊島区の保護司会の中にも更生保護法人の職員の方がいるんです。更生保護法人、出所者のいろいろ支援活動をして、帰住予定地がない人たちがそこで一定期間暮らすというような更生保護法人があって、その更生保護法人から豊島区保護司会の保護司として登録していただいて実際に活動しているというケースがあります。また、社会福祉法人もありまして、その社会福祉法人の方が保護司として登録して活動していただいているというケースもあります。それから、一定の企業組合とかも参画して、そこで保護司になっていただいて、登録して活動していただいている。とすると、やはり法人を巻き込んだ上でいろいろ保護司制度を考えるということも一つ、必要なかなと思っています。

ただ、更生保護法人というのが今あるんですが、非常に更生保護に特化して、非常にハードルも高くて、一般の法人になるというのは難しいと思いますので、逆にそういう保護司制度の中に取り込むというところで考えていくのかなと。ただ、先ほど申しましたように、面

接とかいろいろ処遇活動については、保護司法もありますし、更生保護法もありますので、自然人での対応によるかと思われます。そこら辺のところは検討していかなければいけないかなと思っています。

それから、(3) 女性の参画についてです。やはり男女共同参画社会の実現ということで、現在25%程度だという女性保護司を具体的に何年後に何%、何年後に何%とって数値目標を作っていく必要があるのかなと思っています。非常に女性の持つしなやかさとか包摂力というか、そういった保護観察に対する面接のお話を聞いていても、男性とは違った視点で保護観察を行うという大切さというのは私自身もいろいろお話を聞いて、分かっているつもりなので、是非女性には参画していただかなければいけないと。

その際に、今、更生保護女性会というのがあるんですが、この更生保護女性会との連携を更に密にしていく必要があるのではないかなと思っています。また、保護観察対象者の9割が男性だと言われています。そうすると、男性対象者の面接に女性の保護司が行くと、やはり男性の方が力が勝っているとかいうところもありますので、面接の仕方について、複数担当にすると職場での面接にするとか、先ほども言ったように、ICTが一つの解決のかぎになるのではないかなと思っています。例えば、今までは一対一の面接でしたが、その面接にICTを使って共同の事件担当をする保護司、あるいは保護観察官が入ったりということも考えられなくはないのかなというところです。

さらに、先般、更生保護サポートセンターについてお話しさせていただいているんですが、やはり更生保護サポートセンターだけでは足りないので、サテライトなどを作って、面接場所の確保も必要なかなと思っています。ただ、その一方で、やはり自宅でのくつろいだ面接というのも大事だという意見もありましたので、そのことは御報告させていただきます。

それから、通訳保護司の配置ということで、豊島の場合は、非常に外国の方が多くて、外国の対象者の方も出てきて、以前は漢字が通じる国については筆談とかで対応していたということもありますが、やはり今後を見据えると、そういった通訳の保護司の配置も必要になってくるのかなと考えています。

それから、待遇と活動環境についてですが、小中学校でやはりボランティア活動の意義とかそういったところについて、小中学校の義務教育のときから、その大切さというのをやはり授業の一環としてカリキュラムの中に入れていただいて授業を行っていただく、教育の必要性があるのかなと思っています。また、非行防止や薬物乱用の防止等々、親やPTAを巻き込んで、いろいろそういう授業を行っていくというのも大事なかなと。社会を明るくす

る運動で、先週も私たちはある中学校で清掃活動をした後、薬物乱用の防止ビデオを見たりしたんです。そうすると、子供たちも親と一緒に真剣なまなざしで見っていました。やはり成長期のお子さんたちにそういった教育というのは大事なかなと思っています。その際に保護司とか更生保護関係者が授業を行えるような仕組みができてくるといいなと思いました。

私からは以上です。

**倉吉座長** ありがとうございます。柳川構成員からお話を聞く前に、法人を保護司に、保護司法人を作ろうという新しいお話がありましたので、その点についてだけ少し議論していただければと思います。

杉本構成員は、まさにそういう法人のメンバーであって、保護司になられています。今のお話を聞いていて、思うこととかはありましたか。法人がそのまま保護司になるという御提案かなと思ったんですけれども。

**杉本構成員** 協力雇用主の保護司には、何となく合っている気がするなと思ってお聞きしていました。自分の職場で一緒にもう対象者は働いているわけですから、多分従業員同士もある程度の寛容さというか心構えがあって、やっているのかなと思いますけれども、私は子供が通うというか、不登校支援を柱としているNPOなので、相性というか、そこで何かうちの職員が何人か保護司やるというのは、余り相性としてはぴんと来ないところはあるかなと。あと、面接の会場にするかという、それも恐らく、子供たちが通う場に対象者を呼んで面接しようという流れはちょっと作りにくいかなとは思いました。

**倉吉座長** その法人の性格にもよるだろうと。

**杉本構成員** はい。

**倉吉座長** 一方で、杉本構成員は保護司になっておられるわけですが、法人自体というよりも、その法人のメンバーにまずは入ってもらいたいなことがいいかなという感覚でしょうか。

**杉本構成員** 私の活動を見て、同じ法人の中でやってみようかなと思う職員がいれば、やりやすいとは思いますが。

**倉吉座長** 分かりました。

柳川構成員、お願いします。

**柳川構成員** 法人の組織に対してどうやって持っていくかというのは、かなり難しい。私の地域では協力雇用主が約30社登録しているけれども、親しい協力雇用主でも、別に保護司になるわけではないし、うちで一所懸命働いてくれる人が、少年でも成人でもいいと。おたくなら大丈夫だから保護司になってよと言っても、いや、そういうつもりで協力雇用主



になったのではないと、意外ときちんと受け入れてくれる協力雇用主の経営者は、いや、そんなつもりでやったのではないんだよ、保護司なんか、私はそういう身分ではないんだよと、なかなかそういう、取組がすごくいい人でも、きっぱり言うんですね、私は保護司になるつもりで協力雇用主になっているわけではないと。柳川はいつも重い事件ばかり持ってくるじゃないかと、重い事件を受けてやるのが私なんかの仕事で、うちへ来れば、辞めたい人もいるけれども、いればずっと一生面倒見るよと、そういう意気に感じた協力雇用主さんが何社かはいるんだけど、そういう人たちは、そういうつもりで保護司には私はならないんですよと言うので、だから、どうやって公益法人の方に働き掛けていったらいいのかなというのはなかなか難しい。

**倉吉座長** 取っかかりが難しいということですね。中間取りまとめでは、更生保護に関連するいろいろな団体の関係者から適任者を確保していくようにもしましようということは挙げているんですけれども、保護司法人を作るというのは、なかなか大変ですかね。

**柳川構成員** 理想としてはいいと思いますよ、協力雇用主とは別個に公益法人で、やはりそういう意欲のある人が、うちで保護司を何人か出しましようとか、そういった形は将来の方向性としては一つの目玉になっていくのではないかなと。

**倉吉座長** この点について何か御意見のある方はおられますか。

川出構成員、お願いします。

**川出構成員** 再犯防止推進計画の会議に出させていただいて、そのときに民間の協力していただけの方をより発掘して、そこを推進するという話の中で、この保護司の制度の話と、それ以外の、例えば少年の立ち直り支援などに取り組んでらっしゃるNPOというのはいろいろあるんですけれども、そこをどういう関係で考えるかというところが一応議論になって、例えばNPO等で活動されているような団体に対して、今保護司さんがやっていたいているような仕事について、そこに委託するような形でやるということも考えられなくはないと思うんですけれども、ただ、今は枠組みとしては全然別で、保護観察ではない形で、この民間の団体の方たちは支援をするという枠組みになっているので、今の山元構成員の御提案は、保護観察の枠組みの中にそういう団体というものを入れてくるというような形ができないかということだと思うのですが、そういう団体の方々が保護観察の枠組みの中に入ることにについてどう考えておられるのかということもやはり考えてみた上でないと、なかなか枠組みが難しいかなという感じがしました。ですから、そのときの議論もやはり別立てで、保護司制度は保護司制度で充実させると、民間のボランティア団体のような方は、またそれは別な形

で、国からの支援も入れ、より協力を進めていくということでしたので、少なくともその会議ではそういう枠組みでした。ですから、そこを一緒にするというのは、なかなか今の時点で難しいかなというような印象を持ちます。

**倉吉座長** ありがとうございました。

それでは、柳川構成員、提出資料に基づいて発言をお願いします。

**柳川構成員** ありがとうございます。本来は山元さんと同じようにレジュメ原稿を作ろうかなと思ったけれども、作る時間がありませんでした。昨年の5月17日にスタートしたときに、私が最初にお話ししたのは、保護司活動と組織活動の在り方、2本の柱をちゃんとまず前提条件でしてくださいねと言った、原点に戻ってちょっと書いてみました。

今日の6月27日で、今までの資料をずっと見てきまして、ほぼ大体着地点が見えてきたのかなと、持続可能な保護司制度は、若干のまだ検討の余地はあるけれども、10月までにもうきっちりとまとめていかないといけないので、この辺でもう大体落とし所はできたのかなと、今日の先にもらった文面の中で判断してきました。若干、私はいろいろな関係の役職をやっているんで、いろいろな意味で、黒の星印で書いたんだけど、様々な保護司さんの考えや意見を聞いてきました。私はどの会議でも皆さんに意見を出して聞くのが大好きなので、それをまとめてみました。

ここでは要約して、皆さんの大体集約的な意見はどんなのかなということをこれからお話しします。この文書はあくまでも提言ではなくて、保護司としての基本を話してくれということで、様々な会議の中で思いのまま述べてくれということで話し合ったものをこの中にまとめてみました。まさに保護司の声として、役人さんが作る文書ではなく、一保護司としてはどうなんだというのを心がけて記載させていただきました。

①について、近年保護観察事件が減少し、担当しない人が増えてきた。事件の多い時期には共通の話題や定例研修や自主研修で事例を新任の人や経験の短い人たちと交えて話し合えたが、本来の保護司活動は、事件担当をして報告書を作成するという基本が今失われることが一つの課題ではないかなと多くの保護司さんが言われます。一番多いときの事件数から比べると3分の1ぐらいに減ったのではないかなと思います。私の地域で一番多かったときには165件あったんだけど、今は50件程度で、まさに3分の1の事件なので、保護司数が70人なので、結局担当しない保護司さんが増えてきたということは、やはりこれから新任の保護司さんを発掘しても、すぐに事件担当をできる、できないの人によって差異がある、それがやはり基本的な保護司活動をして、報告書を作って観察官と意見を述べ合ったり

して、それができなくなってきたのが一つ、ちょっと保護司活動としては曲がり角に来ているのかなというのは、皆さんがおっしゃいます。

②は組織活動の在り方についてです。①の記載で、事件担当がなくても地域では社会を明るくする運動や地域活動で参加できる、そこに保護司の立ち位置があるのではないかと、地域には社会福祉協議会や防犯協会、交通安全、あるいは民生委員とか、最近は子供の登下校を見守る見守り隊とか、たくさんの民間の任意の団体も結構増えております。やはりそういったことで、保護司さんがその中に入っていくのも十分活動の余地があるんじゃないかということで、私の地域は結構な保護司さんが、下校のときは別なんですけれども、朝の登校のものすごい人数のときには、結構信号の間、間とか四つ角に立っていてくれて、警察の人も来てくれたり、交通安全協会の人も来てくれたり、防犯協会の方も来てくれて、やはり子供の将来に向けて安全確保が大事なと。要するに、子供の基本のことも我々保護司は地域活動の中でしっかりと立ち位置を明確にしていくのも、それも一つの保護司活動ではないかということは絶えず皆さんがおっしゃっています。そこにまさに地域活動の原点はたくさんあるのではないかと、保護司が保護観察をできなくても地域の中での活動はたくさんありますよということは、やはりいろいろな機会ですべてしております。全ての地域の人と関わるということは大変難しいですが、その中で犯罪予防活動はできるし、薬物乱用防止活動は少しでもできる。保護司活動としてのスキルは、そこでやはり上がっていくのではないかなと。

米印で書いた、法務省主唱の社会を明るくする運動の地域のチカラというのは、原点はやはり地域の中にあるのではないかとということを、皆さんは多く述べています。この米印の法務省の地域のチカラ、何で片仮名で書いてあるのかということについては、やはりこれは平仮名で書いたり漢字の力で書くよりも、やはりインパクトがあるのかなと考えております。私は地域のチカラのこの片仮名は大きなヒットではないかなと思っています。

それから、山元構成員も述べましたけれども、滋賀県大津市で想像のつかない事件があり、やはり今後の方向性は考えなければならない。私どももすぐ県連の三役を集めて、観察所長とか全部含めて、いろいろなコメントを出したり、あるいは、ちょっと重い事件をしている人は担当の観察官から個別に全部聴き取り調査を下さいということで、あらゆる手は尽くしたつもりでございます。

やはり基本的には我々保護司は対象者をいかに見るかという一つの課題があります。その中でいつも、これはちょっと私の意見なんですけれども、対象者は十人十色、百人百様、自宅対応の面接の仕方や面接場所、今言われているサポートセンターだけだとは限らない。私

たちの地域の例として、中には男性の保護司も女性の保護司でも、ちょっと天気のいいときに昼間来て、庭のベンチでおにぎりでも食べながら、スキンシップをとりながら対象者と話し合おうと、方法論はいっぱいあると思います。私たちの地域には湘南ベルマーレのサッカー場や野球場があるので、サッカーの好きな子はそこへ連れて行ってサッカー観戦をしながら、やはり一緒にスポーツのこととか、要するに保護観察ではなくて、別の意味の本人の引き出しもしていくのは大切ではないかなと。やり方はいろいろとあると思います。これはもう今後の課題だと思うんですけども、どの方法がいいかではなくて、担当の保護司が一番やりやすい方法で、あるいは安全の問題もありますけれども、方法論は、観察所も法務省もありますけれども、保護司さん自身も自分たちのやり方をここでちょっとひとひねりすれば方法論があるのではないかなと、そういうことも出ました。

うちの保護司では、一部平和的な農村地帯もあるので、そういうところは畑でキュウリを収穫させたり、お米の収穫のときにちょっと稲刈りをやらせてみたりとか、そういったことで視点を変えて、面接ではなくて一緒に何かをしましょうよということで保護観察するのも一つの方法ではないかなと、ここには書いていないことが、まだ述べると10ぐらいあるんですけども、ひとまずこの辺にしておきます。やはり簡単に答えや解決策は、時間をかけなければならないというのは、もう今回の事件で重々承知しています。

あと、私たちは観察所の指示でいろいろな仕事をしておりますけれども、やはり観察所でも、特に東京、横浜の事件数の多いところは社会復帰調整官が横浜でも10人いて、非常に精神的とか、あるいは言葉の問題とか、あるいは自分のことを素直に述べられない、そういう人たちは一般の保護司が対応するのは非常に難しいです。これからは国の機関で社会復帰調整官のスキルアップをして、その中に臨床心理士とか、いろいろなケアをできる専門職に近いようなことを法務省のサイドで採用していかないと、今ちょっと闇の時代だとか言われていますので、きちんと観察官が対応できるようにするために採用のことも必要ではないかなと思います。

それから、難しい事件もいっぱいあるんですけども、そういった場合は観察官の直接担当の必要性もこれからは出てくるのではないかなと思います。直接担当する主任官クラスがきちんと対応できるような、法務省が考えと教育をしていただければ、法務省には立派な新任の観察官を教育する施設や、あるいは指導する教官もいますので、やはりそういうところをきちんと教えてあげて、観察官のレベルも上げてもらえれば、それで末端の保護司も、ああ、そうなのかといって一からまたスタートできるのではないかなと思います。

また、土曜日、日曜日、祭日の緊急連絡先がいつも問題になるんですけれども、うちの方は総会の資料や会員名簿にいつも緊急連絡先の電話番号を書いてあります。必ず何かあったときには、私に電話してもいいけれども、やはり当番管理職の携帯は、必ずどなたでもかけても構わないから、困ったときには緊急電話をちゃんと観察官の方にかけて下さいと、そういうふう述べております。

最後に米印で、保護司の本当の原点について、報酬制のことでも述べてペーパーも出しましたがけれども、人のために何ができるのか、人と寄り添える気持ちと心の優しさを大切にしないとやはり駄目ではないかなと。横浜の退任式で、ここに書いたように、皆さんが同じ気持ちで、失敗もあったけれども、人として謙虚になれたと、長年ベテランの保護司さんでも終わってみると、やはりやってきてよかったのかなと、自分磨きが、自分が足りないことを対象者に学んだかもしれないよということをほとんどの方がはっきり言います。今日は文章を持ってこなかったんだけど、必ずどの保護司さんも退任式のときには文書で書いてくれます。

資料の手書きの部分について、私が団体の幾つか代表をやっているんで、必ず言うことは、もうこれからの時代、保護司が減っても、みんな同じ気持ちで心をつにして活動すれば、次につながる人づくりや組織づくりができるはずだと、きちんとみんなが気持ちを持って団結していけば、人数が少ない、組織が大きい小さいは関係ないよと、いつもいろいろなところで祝辞や挨拶で申し上げております。

雑駁な話をしたんですけれども、実はちょっと古い資料が何とか見つかったので、平成24年に、幹部職員は分かると思うんですけれども、保護司制度の基盤整備に関する検討会ということで、もう平成24年には一つの冊子ができていたんですよ。その前の平成22年、23年で、私はたたき台を作るのが好きなので、法務省の当時の課長に、柳川さん、たたき台を作るのが好きだから、ちょっといろいろなのをペーパーで出してくれるとって、そのたたき台がまとまったのが、一番最初は平成24年3月21日に発行されました。でも、これを見ると今の検討会の資料とほとんど差異がないんですよ。だから、逆に言えば、平成24年から大変時間がたっているんだけど、法務省うんぬんということはないんだけど、やはりその間にもっともっと検討することがあったのではないかなと思います。職員がいれば、これを全部コピーしてもらってもいいんだけど、ほとんど今の検討会でやった事項が、平成24年でまとめ上げたものと全く同じなんですよ。だから、言葉は悪いけれども、何が進歩したのかなと思います。

ちょっと最後は駄目になってしまったんですけれども、以上でございます。

**倉吉座長** ありがとうございます。私も座長を引き受けて、ずっと過去を見て、同じことをやってきているんだなと思いました。それを進歩がないと見るか、なかなか難しい問題だから繰り返し、そしてまた人も替わるから、それでやっているのかというのは、またいろいろな見方だろうと思うんですけれども、そういうことも含めて、議論は深化させていかなければいけないと思っております。

それでは、お二人、ありがとうございます。今回は大津の事件もありましたので、もちろん対応は慎重でなければいけないんですけれども、それでもこういうことをやらなければいけないということで、いろいろな考えはあるだろうと思います。

それで、事務局資料の1は、中間取りまとめにこの前のヒアリングの結果を入れたもの、ほぼ大体ヒアリングで提言があったことが入っているかなと思いますが、そのことも含めて、それから今度の大津の件も含めて、できれば今日はお一人お一人の意見を伺いたいなと思っておりますので、最初に保護司の構成員の方から御意見いただければと思います。

宮川構成員、お願いします。

**宮川構成員** ちょっと頭がまとまっていませんが、今お二方の意見を頂いた中から、山元構成員がおっしゃっていたような、ほかの組織とも関わっていくみたいな話というのは、他の構成員から意見もあったみたいに、直接更生保護というのではなくて、その周辺からじわっと囲んでいくみたいな関係性というのはありかなと思っています。以前にも、例えばお金だけ出してくれるような協力はないかなとかという話もしたと思うんですけれども、いろいろな関わり方があると思うので、それを中心となってやっていくべきところに保護司がいるのかというか、保護司会とか、そういうところがあるのかなというのは、またどこが中心なるかというのは別かなと思うんですけれども、やれるものならやっていけたらいいなと思っています。

新庄さんの話が出てきましたが、新庄さんがやっていたプログラムみたいなものも、地域の要となる人々のネットワークを作っていくというのをやっておられたかなと思っています。十何年前の商工会議所青年部の会長でもあられたので、同じY Gの会員としてちょっとだけ見たことはあるかなと思っていますので、そういう地域を、このくくりだけではなくて大きく捉えて、何かしようという思いがあられたのかなと思いますので、そういう感覚というのは必要かなと思います。

というのも、今回BBSで事業をしてみたりとか、保護司とか更生保護の関わりの中でち

よっと違和感を感じているのは、やはり枠の中から出ないと言うとあれなんですけれども、ちょっと飛び越えようという気がないというか、全然関係ないところとも一緒にやってもいいのではないのというのも思っています。それこそどこでもいいんですね、社会というものを考えたときに、どうしてもこの更生保護のエリアとそうでないものというのを、外の人間もこちらの人間も分けがちなところがあるのかなというのを感じていて、でも、社会ってそうではないではないですか、全体をもって社会で、いろいろな方がいらっしゃる中に対象者が戻っていかなければならないということを考えたときに、協力雇用主とこちらと、そのエリアだけで戻っていけるならいいんですけれども、そうでないところにもきっと関わっていかなければならないというところを考えたときに、いろいろな団体であったりとか会社であったりとか、ところともっとつながれる何かがあればいいなと思いました。

個人の話からも、今回の検討会で多分出て、社会に対する認知度を高めるために、保護司というのがこんなにいいことをしているんですよという言い方があれなんですけれども、こういう活動していて、いいことなんですよという、その必要性であったりとか有用性であったりというのは多分皆さん理解してくれて、それはいいね、間違いないね、掲げる目的もすばらしいねと言ってくれると思うんですけれども、今回の事件のコメントとかを見ていても感じたのは、それはすばらしいけれども自分とは関係ないよねという立ち位置の方がすごく多いというか、ほとんどではないですかね、多分。今回、僕らが扱っているのはやはり犯罪というところがあると思うんですけれども、いいことをやっているけれども、自分とは関係ないよねという感覚というのがすごく強いと思います。なので、そこはもう、この問題というよりも、もっと根本的な社会の問題にはなってくると思うんですが、やはり自分とか自分に関わる人間にはやってほしくないというか、そもそも違う社会の話をしていますよねという方がほとんどではないのかなと思いますので、もっと自分事になるように伝わるといいなと思いますし、対象者がより社会に戻りやすくなるものを作っていかなければならないのではないかなと。根本的なことを話し過ぎて、まとまっていらないんですが。

あとは、ICTを使った話というのはいいかなと思っていました。ドラレコみたいなものを付けるわけにはいかないのが、あれなんですけれども、アメリカの警官とかはボディーカメラとかを付けていらっしゃいますが、それはちょっと対象者との信頼関係の問題で、また違いかもしれないんですけれども、それこそウェブだけで一緒に参加していただける方だと、エリアを越えられると思うので、前から言っているように、それこそ外に出られない障害者の方であったりとか、いろいろな方というのがそこに関わることもできると思うので、このエリ

アに何人の保護司ということではないやり方というのは、そういう形でも補充していけるかなと思いますし、それを考えると、日本人ではない人も可能というとあれですけども、通訳も出てきましたが、外国からでも、外国に行っている日本人でも極論、可能ですよね、通訳として入るとか、外国人の方を対象とするときに協力で入るということは可能だと思いますので、いろいろなやり方があるのかなという、可能性は残した検討であってほしいと。今のシステムでは無理かもしれないですけども、壊していけるような、新しいことをやっていけるような可能性が欲しいかなと思っています。

あとは、この前地元の方と話したときもそうなんですけれども、やはり今回の事件について、サポートセンターがあるではないかという話は当然出てくるんですけども、うちの保護司区でもサポートセンターを使っているのは今2名だけです。そんなに狭くもない、広くもないエリアですけども、多分対象は何十人かいらっしゃるんですが、やはり遠いんですね。各地区に1個あるといったって、それぐらいしか有用度がない。もっとうちの香川県の東の方に行くと、もうそもそも無理という方しかいらっしゃらないので、サポートセンターがあること自体はいいんですが、意見としても出ていたように、もっといろいろなところ、今だったら行政なりいろいろなところが理解していただけるかもしれないので、そういうふうな協力も含めて、広いエリアでできるようなことがあったらいいのかなと思います。

今のところ、以上です。

**倉吉座長** ありがとうございます。ちょっと範囲が広がるので、まとめるのは難しいと思いますが、ありがとうございます。

それでは、野見山構成員、お願いします。

**野見山構成員** まず私、この検討会が始まって、年齢とか委嘱、若年層の参画という、その協議をしているときにいつも思ってきたことなんですけれども、今、例えば飯塚保護区を見ると私の年齢が非常に多いんです。その人たちを見ると、みんな法務大臣賞を頂いていると。結局みんな40代ぐらいで保護司になっているんですよね、私の年齢。なぜこの年齢層の人たちは今は保護司になっていただける人が少ないのだろうと思うと、結局私の年代で40代、あるいは30代後半でなった方たちというのは、やはり自営業というんですか事業者で、不動産やっていますとか、酒屋ですとか、薬屋さんですと、そういう人たちなのです。結局私みたいな勤め人というのは、公務員とか教員とか、そういったのをみんな退職後、声をかけられたと。今それが主流というんですかね、そうすると、66歳とか70歳なんていうのはもう、ざらなんですね。今回、年齢がずっと上がったので、これはよかったと言って



いた人たちが、いや、ちょっとやはり高過ぎるなど、こんなのばかりになったら困るなどという状況なんですね。でも、やはり自営業者とか、声をかけていないのかしら、やはり社会が変わったのかなとふと思うんですね、この検討会をやっていて。

それから、女性の方もそうなんですけれども、私は更生保護女性会の一員なんですけれども、飯塚区の女性会は全員が保護司、女性保護司のOBなんです。結局、会員がちっとも増えないんです。もう30代切って、皆さん高齢化、80代になって、若い私たちもみんな70代、60代という状況で、もう女性保護司になったらもう即、入ってくださいと言うんですね。今度は逆に、一般の人たちに入ってくださいと言うのこの足かせになっているのですよね。

それで、この前、福岡県の更生保護女性連盟会議があって、それまで飯塚区、どうにかしてくださいといつも言われたんですね、もっと門戸を広げて、ちゃんと一般の女性を入れてくださいというようなことを言われていたんですが、その日初めて会長が、直方も保護司の女性は全員入れるようにしました、皆様どうぞと、ふと変わられましたね。前はもう結局、女性会といったら前の婦人会が基盤になっていたんですね、それをもうどんどん、女性保護司は全員入れるように努力しましょうというような形になりまして、少し増えたらいいなと思うんですけれども、女性もやはり長くやっている方は皆、若い時代、30代、40代前半でなっているというところですよ。ですけれども、今、女性の保護司はやはり、今回こういう事件を含めて余計、大丈夫かという家庭の心配が出てきているようです。

それから、今回の事件の関係ですけれども、やはり集まる度に話題になりまして、女性はもう絶対最初から防衛反応というんですか、私でもそうですけれども、往訪しても、状況を見るためにちょっと入るけれども、外で対応する。それから続くときは、往訪しても、もう外で会って話す。それから、うちに来るときも、もう庭で、それこそ石に座ってしゃべる、畑に行って収穫しながら話をするというようなことをやっています。やはり御主人、家族の方も心配されるから、いや、もう入れない、とにかく玄関先で話をするし、サポートセンターも利用するし、それから公民館、交流センターとか、そういったところも利用しています。女性の方はすごくそういった、もう防衛反応というのはきちんとかなりできているというところですね。

それで、複数担当制になって、これも大事ではないかということになったんですけれども、ある会議で理事の方が、複数担当制になって、おじさん二人がどんと座って、若い対象者がいたら、縮むのではないかと、すごい威圧感を感じるのではないかと、男ばかり二人がこうや



助言をもらえるわけではないので、もうちょっと精神科医の助言とか、例えば通院歴がある、今通院しているとかという対象者の場合の報告の内容は、そこだけでも精神科医にもチェックをしてもらえると、もう少し精神科、意外とパーセンテージでいうとそんなに多くないのかもしれないですけども、今回の事件なんかを聞いていても、報道によればパワハラを受けていたというような本人の訴えがあったというような、だけど職場の人たちから見るとそんなことはなかったように思うというようなインタビューもあったりして、もしかしたらそこもちょっと妄想性のところもあったのかもしれないとか、そういったところが、やはりサインとして早く拾ってもらえるようなところができると安心なのかなということを思っています。

もう1点、安全確保という意味では、前回かな、もう少し前の回で、保護観察の期間が終了した後も、何か対応した場合は実費弁償金の対象になるよというような話があったと思うんですけども、そもそも保護司がどこまでの期待をされているものなのかというのが、ちょっと安全確保にも通ずるところがあるかなと思ってまして、保護観察期間終了した後もやはり地域の人間としての関わりを期待されているということなのか、そこをちょっと役割としても、対象者によって、保護司によっては、やはり期間内は主任官と一緒にもちろん責任を果たしたいと思っているけれども、期間終了した後にも自分には何か役目が残っているところの、正直、保護司の中で話が出たときも、それは役割として期待されたものなのかどうかどうか、プラスアルファ、なぜ安全のところを出したかという、やはりそうなってくると、私たちは主任官と違って、本当にプライベートの自宅は明かさなくてもいいようにはなっていますけれども、ただ、少なくとも携帯電話の番号というのは明らかにプライベートのものでやり取りしていますから、ずっと連絡を取るということであれば続く。続けたいというか、関わっていききたいと思える対象者もいれば、ちょっとこの期間が終了したら終わりにしたいと思う対象者も、やはり相性も含めて、ありますので、その辺の安全性というか、どうにも逃れられない部分があったりすることが少し、ツールとしてなのか、何か解決というか、その部分で、期間が終わった後の安全性の確保といいますか、そのあたりも少し何か手だてがあると、これからのリクルートの際にも大事なところになるのかなというふうには思います。

以上です。

**倉吉座長** ありがとうございます。局長からコメントはありますか。

**押切保護局長** 今御発言があった件ですが、御承知のとおり昨年12月から改正更生保護法が

施行され、その中に刑執行終了者等に対する援助や地域援助といった、保護観察が終わってからも様々な支援ができるような法整備が行われたところです。それを用いて、再犯防止のための息の長い支援をきちんとやっていこうということで、基本はこういった援助は保護観察所が主体となってやる仕事です。

しかし、保護司の方々は対象になった人と同じ地域に住んでおりますので、保護観察が終わった後も相談に乗っていただいたりすることがあります。保護司の方々に、そういった保護観察が終わった人について何らかの支援をしていただいたときに実費弁償金が出るという仕組みはありませんでしたので、それがいわゆる持ち出しの一つの要因になっていると考え、予算要求を行って、予算を付けていただいたということです。保護観察終了後にも、何らかの支援をしていただいたときには実費弁償金をお支払いできるようになったわけですが、保護司の方にそこまで全てやっていただきたいという趣旨ではございません。

**倉吉座長** ありがとうございました。

それでは、小西構成員、お願いします。

**小西構成員** ありがとうございます。まず事務局案に関して、その後、また分けて、滋賀県の事件に関してという形でお話しさせていただきます。この事務局案の3の部分ですが、まず細かいところからで、3の今後講じていく施策等に加筆修正することが考えられる事項の（3）の3行目から4行目にかけてのところで、「いわゆる持ち出しに関する分析を行い、できる限り軽減し」という、この表現だと、何を軽減するのかがちょっと分かりづらいのではないかなと思いますので、ここの箇所は修正しておく必要があるのではないかなと。

**倉吉座長** 「軽減し」でいいのでしょうか。「その軽減」という「その」を取って、名詞を動詞にしたからおかしくなったと。持ち出しを軽減し、という意味ですね。

**小西構成員** 例えば、「その負担を軽減し」とかでもあり得るかと思います。ちょっと事務局の方でも御検討頂ければと思います。

あと、（1）のところでも、今回は、報酬制の導入は適切ではないとはっきり、今までのように、検討していくという方向性から、明確にここでは方針が一つ示されておられるかと、これを読んで思いました。この点に関してなのですが、確かにこの4月に行われたハーグの世界保護観察会議の中での第2回世界保護司会議でも言及がされておられたコッパー・プロジェクトというオランダ、ポルトガル、アイルランドなどの保護観察に関わる機関、団体が作られた、プロベーションにおけるボランティア活動のエビデンス・レビューという、ヨーロッパとかほかの、日本も含めて各国のいろいろ文献とかを通じたエビデンス・レビューを

作られておられて、自分はそれをインターネット上で読んでみたのですけれども、保護局の方でも既に検討されておられるかもしれませんが、日本の保護司制度にも言及しながらも、報酬制の在り方についても検討がなされております。

そのプロベーションにおけるボランティア活動に対して報いることについての提言という中で、動機付けとなる要因として、金銭的な報酬のスコアというのは、出費がカバーされている限りボランティアにとっては非常に低いものであると、対照的に、ボランティアに社会的活動や共同体の感覚といいますか、それを提供するということが非常に動機付けを高め、報いるものであるように見えると、これはイベントを企画したりボランティア間でのコミュニティ形成を促進したりすることによって実施され得ると指摘もされているので、こうしたエビデンス・レビューなどにおいても、金銭的な報酬というものの自体は、この刑事司法に関わるボランティア活動において、そこまで動機付けという面では高くはないということが示されているのも一つ、参考になるのではないかなとも思いました。

同じレビューの中では別の箇所でも、日本のことも踏まえながら、ボランティア・プロベーション・オフィサーの背後にある組織構造に十分資金提供がなされ、また、ボランティアが被った出費について補償されている限り、そうした金銭的な報酬というのは余り動機付けにとって意味がないというようなことで、やはり保護司会とか、実費弁償金を充実させるという方向性は、その観点からも意味があるのではないかなとも思いました。

また、同じくその世界保護司会議でも言及がされておられたと思うのですが、イングランドとウェールズで活動しているクリンクスという刑事司法領域におけるボランティアを支援する組織による、ボランティアのマネージングのためのガイドの中でも、やはり重要なのは感謝とか謝意を伝えるということ、その活動に対してですが、それがボランティア活動を支援していく上で重要なのだということも記されていたので、これは事務局案の（７）の適切な表彰を含むインセンティブの在り方というところにもつながってくるかなとも思いました。個人的にそこには金銭的なものも、前から発言していますけれども、金銭的なものもあってもいいのではないかなとも自分自身は思っているところでもあります。

あと、前回の第９回の有識者ヒアリングの中でも指摘があったように、保護司の方の精神的、非金銭的な負担に対する、全体的なこの負担に対する弁償も含んでの、保護司実費弁償金という在り方も考えられるのではないかなとも思いますが、その点、事務局案の３ページの（３）の保護司実費弁償金の充実を図ることという、この最後の部分というのは、今のよう、今後全体的なこの負担というか、精神的、非金銭的な負担に対する弁償も含めて充実を

図ると、そういう理解ということで、この案を事務局として作られたときには考えておられたという理解でよろしいでしょうか。

**中島企画調整官** 事務局でございます。まさに今、小西構成員からおっしゃられた指摘を踏まえての、トータルの意味での保護司実費弁償金の充実ということを考えてございます。他方で、心理的負担について、それをどこまで実費弁償金の中で反映をして額として積み上げていくのか、これはそれなりにテクニカルな問題があると思いますので、引き続き検討しながらも、そこを目指していきたいなというふうに思っております。

**小西構成員** 分かりました。ありがとうございます。

次に、大津の件に関してなのですが、まず、この検討会事務局案の3の今後講じていく施策等の5ページのところですが、1番目に、男女共同参画という観点から安全確保のところが書かれているのですが、これは事務局でも恐らく今後検討されていく中で、全体としても、女性とか男性とかと関係なく、やはり安全確保とか不安を解消するというような策で項目立てをしていくということを検討されておられるかと思うのですが、その方向性が必要ではないかなと、まず思いました。

あと、事務局の添付資料の中にあった保護司の安全確保に向けた取組についてで、安全確保に対する対策として、イメージということで4項目ほど挙げられておられますが、こうしたことだと、適切なリスクアセスメントが必要だと思います。対象者を保護司の方をお願いするという際に、保護観察所の方でも、先ほどの杉本構成員のお話にあったような、例えば精神的な疾患がある場合などの精神科医の専門的な意見なども踏まえながら適切に分けていくということを、より今後進めていくことが必要ではないかと思います。

また、ちょっとこれは個人的な意見なのですが、これはこの更生保護の領域だけではなかなか解決し得ないところもあるのではないかなと思います。というのも、これまでも重大事案というのはそこまで起こっていたわけではないので、今後やはり、今回は保護観察付執行猶予なので、量刑の在り方というのですかね、そのところもやはり重要なのではないかなと。やはり再犯可能性とか更生可能性なども踏まえ、その対象者、被告人の素質とか環境などを踏まえた形での量刑判断の在り方というのですかね、それも今後はより検討していく必要があるだろうなと思います。というのも、先ほどもあった令和4年の刑法等一部改正によって、今後、例えば初度からの保護観察付執行猶予というのが裁判官の方も、より付けやすくなる形になっていくので、そういう点からも、いろいろ以前から判決前調査制度のようなものも言われていましたけれども、その量刑の在り方というものもちょっと検討して

いく必要があるのではないかなとも考えております。

自分からは以上です。

**倉吉座長** ありがとうございます。最後の点は私も同感です。

それでは、清永構成員、お願いします。

**清永構成員** 私は報道機関の人間ですので、事件に関連して思ったことを述べさせていただきます。

私も事件については大変ショックでした。事件をどのようにうけとめているのか周りの知合いの保護司さんに聞いてみたところ、私が聞いた範囲の方は皆さん「危険性は引き受けたときから認識していた」と比較的冷静に受け止めていて、しっかりしていました。一方で、むしろその家族とか周りのショックが大きいと、そちらの方が大変だと言っていました。それは、本日の山元構成員の御説明なんかとも全く同じなんだなと思いながら聞いておりました。ここまでの報道を見ると容疑者は否認していますので、慎重さは必要である反面、保護司の方が何者かに殺害され亡くなったということは厳然たる事実です。容疑者は鑑定留置に入って、鑑定留置の期間が4か月だと聞いています。10月までですので、恐らく事件としての報道はその間しばらく一回静かになるんだと思うんです。メディア側としてできることは、やはりこれまで以上に保護司の役割を、その重要性を伝えるということが我々にとってできることだろうと思います。

しかし、痛感するのが、その際に保護司の役割とか理念とか意義だけを伝えても、最初に言ったように家族など周りの人に届かないということです。これは宮川構成員が言っていたことに共通するんですが、だから、つまり当事者でない人にどう届けるかということを報道機関側も考えなければいけない。大事な役割です、すばらしい理念です、それは当事者には届きますけれども、そうでない周りの人に届かないのをどうするか。この点は、実は当該検討会が当初スタートした時点と問題意識が共通していると思います。事件によって一層明確にはなったけれども、もとよりこの検討会の中のテーマの一つは、理念や意義が届かない人たちにどうやって届けるかと、それで新しい応援してくれる人、そして新しい人にどう入ってもらうかということであったと思います。そう言う誤解を与えかねないのですが、私は決して理念や意義を否定するものではありません。それは大事なことであることは当然です。しかし、それだけでは届かない周囲の人たちに、保護司の大事さを届けるにはどうするか。

当該事件に関する報道について言うと、やはり理念や意義と同時に「具体的な安全対策」

を一緒に示すほかないのであろうと。つまり、家族それから関係者の方々に、「今回のことを受けてこういう取組が行われることが決まった」、「こういうことが実施されるので安心してくださいと」伝えること。その上で「保護司の役割は大事なんです」ということを併せて伝えるようにするということだと思います。そのことが周りへの理解につながるものであろうと。そうしますと、一つはやはり保護局の今後の取組というのは大変重要になるので、そこにまずは事務局皆さんの御努力を大きく期待しております。一緒に私たち検討会も、この点について真剣に考えなければならいと思っています。

例えば、1回事務局に問合せもさせていただいたんですが、やはり面接場所の問題、「更生保護サポートセンターはどのぐらい使われていますか」という問合せをしたところ、面接場所は、自宅が73.4%、サポートセンター3.5%と、この調査自体が平成31年ということですから、現在はもう少し使われているんだろうと思うんですが、これも宮川構成員のお話にもあったとおり、必ずしも使い勝手がよくない現状が示されております。例えばこのあたり一つ取りましても、従前に比べてこういう施設も使えるようになりましたと、自宅でなくても、家の庭でなくても、大丈夫になりましたといったような具体的な対策ということを示していくということが、より大事になるのだらうと思っています。

さらに、この検討会について我々は何ができるだろうと。個々の対策はなかなか特効薬がないことは分かっているんですが、そうすると、やはりこの検討会の今後講じていく施策の中に、明確に安全対策について1項目盛り込まなければいけないのではないかと、今、既に事務局案は作ってもらっておりますが、ここにもう一つ練り込むということが今後、この検討会においても必要ではないだろうかと思いました。

私からは以上です。

**倉吉座長** ありがとうございました。

それでは、川出構成員、お願いします。

**川出構成員** ここまでの議論をお聞きしていて感じたことを幾つか申し上げたいと思いますが、まず、事務局案の考え方については特に異論はないところですが、この推薦とか委嘱の手順とか、確保という点については、山元構成員の御意見の中にあったBBSの構成員の方々の件、私は前から同じことを考えておりまして、せっかく学生時代に非常に興味を持ってこういう活動をしている人たちが、就職すると忙しくなって活動もできないということなんですが、それができるような段階になったときに、こういう人たちに保護司として活動していただけるような、そこのつなぎ止めておくとか、そういうような仕組みというのは必要で



はないのかなというふうに思います。ですから、名簿みたいな形でもしできているのであれば、それを保持しておいて、ある程度そこに関心を持ち続けていただいて、こちら側から、保護観察所なら保護観察所の方から、ある程度の年齢になったときに、どうなのかというようなことを言えるような、何か運用の仕組みを作っていただけるといいのではないかなというふうに思います。

それからもう一つ、報酬制のことについては、今回の事務局案でははっきりと、報酬制の導入は適切でないというふうに書かれていて、今までの議論を見ても、これはそのとおりなんだろうと思います。先ほど小西先生からも御紹介があったように、金銭的な問題というのはそれほど大きな意味を持たないということのようですし、また、私も謝金的なものはあっていいのではないかと思います、実費弁償金のところで精神的な負担まで含めて考えていただけるということであれば、そこもある程度カバーできると思いますので、このこと自体はそれで結構だと思います。

その関係で、先ほどもお話しした団体とか法人とかについて、保護司業務のようなことをやっていただけないかという話だったんですが、これは先ほど申し上げたように、今のそういった民間の団体の方に保護観察の枠組みの中に入れていただくのはなかなか難しいだろうなという気がしてしまっていて、そういう点からすると、この検討会の議題からは外れるんですけども、考えられるとすれば、例えば今のPFI刑務所のように、保護観察の業務の一部を民間に委託する形にして、そこで一定のものを担っていただくという、そういう制度だったらあり得るのかなという感じがします。

ただ、そうなってくると、あれは要するに企業経営の一環としてやるということになりますから、やはり報酬というか、一定の利益があるような形で委託するしかないわけで、そうなるとこの保護司制度とは全く別のものとして立てるということになります。ですから、先ほど話もありましたけれども、非常に難しいような対象者とか一定の類型の対象者については、そういう形で保護観察の一部委託すると、それ以外のものと全く別のものとしてこの保護司制度というのが継続していくと、そういう二本立てだったらあるのかなというふうには思いますが、それはこの検討会の議題の外ですので、そこは別のものとして、保護司さんの確保ということは考えていく必要があるだろうというふうに感じた次第です。

以上です。

**倉吉座長** ありがとうございました。

それでは、井上構成員、お願いします。

**井上構成員** 井上です。皆様のご意見をいろいろお聞きし、感じたところを先に申し上げたいと思います。

山元構成員の方から、東京の会合の中で、「今回の中間取りまとめはちょっと生ぬるい」というご意見を頂いたということ、あと柳川構成員の方から、「平成24年から全然変わっていないではないか」というお話をお聞きしまして、私としても半分同感、半分、そうではないやり方もあるのではないかと感じながら聞いておりました。

10数年前、民主党政権のときに行政刷新会議による「事業仕分け」というのがありました。あのとき私も事業仕分け人として参加していたんですが、非常にドラスティックなやり方で、「事業は廃止」というところから、「抜本的改善」とか「一部改善」といった結論を出しました。非常にテレビ受けはしましたし、本当に必要のないものは廃止できたと思うのですが、一方で私がその頃思っていたのは、これは平時のやり方ではないのではないか、異常時で、今までのいろいろなぜい肉がたまってきた時に行うやり方、手術でいうと緊急手術のようなイメージではないかということでした。本来はこういうことを行わなくてもいいように、平時からPDCAサイクルを回して小さな改善を積み上げていくのが本来の筋だろうと思っておりました。

山元構成員に対し意見を言われた方の気持ちはすごくよく分かります。今まで小さな改善をしてこなかった結果がこうなったのだというふうにも言えると思います。しかしながら、今そういった緊急的な手術をするほどのレベル、状況ではないのではないかという気もします。大胆な施策は非常に副作用が大きいので、手術もそうですよね、大きな手術をすればするほど副作用も大きいので、人間の体または組織がそれに耐えられない可能性もあるのではないかという気もします。次に、柳川構成員がおっしゃった「平成24年から変わっていない」というご意見については、私も、行政というのはなかなか変わりづらいなと思っています。そのときにどうしたら方向性を変えられるのかということですが、私の個人的な感覚ですと、やはり細部が大切だと思います。枝葉のところ、「魂は細部に宿る」というように、今日のような検討会の中で小さい話をしっかり積み上げ、それを繰り返していくことによって大きな部分を変えていくことが大切だと思います。最初から幹のところを大きく変えるようなやり方は、多分そこにエネルギーをかけても余り大きな進展は見られない可能性が大きいと思います。重箱の隅のようなところから変えていくと全体が変わっていくのではないか、そんな感じがいたしますので、これから述べる意見も、大きな話というよりも小さなところ、かつ今日話が出ていなかった部分をお話したいと思っております。

まず最初に、大津の新庄様、本当に大変な被害に遭われ、御冥福をお祈りしたいと思います。この件に関しましては、保護司の方の命、安全を守るためにあらゆる手段を講じるべきだというふうに考えております。今日出なかった話として私が事前に考えていたのは、例えば元警察官の方を採用するという手段です。保護司、もしくは保護司として採用しなくても、遠隔だと何かその場であったときに対応できないことがあるので、保護司の方の安全を守るための施策を検討していただきたいというのが1点です。

もう1点は、研修です。保護司の方々が身の危険を感じるような状態になったときにどういうことを、さっき緊急連絡先とかの話もありましたけれども、どういうふうな逃げ方、避難の仕方があるのかということをしっかり研修で御理解頂いて、御自身の身を守っていただくということは必要なことであると思っております。もちろんそれ以外にも面接場所の問題、面接方法、複数の方で面接する、あとICTの活用、このあたりは今日出ていましたが、私も実施すべきだと思っています。以上、今日出ていなかった話として、元警察官の方、自衛隊の方でもいいんですけれども、そういう方の活用と、研修を入れていただくといいのではないかというふうに思っています。

次に、事務局案に関してなんですけれども、サポートセンターについては既に900弱ありますので、数は十分にできていると思います。そのサポートセンター、宮川構成員もおっしゃっていましたが、例えば市境で、隣の市のサポートセンターはすごく近いんですが、自分のところは遠いということがあったときに、やはり隣のサポセンも使えるような形、これもありとあらゆる手段という意味で、そういうサポセン間の連携というのももう少し推進できたらどうかというふうに思っています。

事務局案の4ページとか6ページにもサポセンの話が出ていますけれども、各保護区、各区におけるサポセンの活用だけではなく、その周辺のサポセンとどういうふうに連携できるのか。これは多分、箱だけの話ではなくて人の話についても相互活用が考えられると思います。例えば、先ほど杉本さんから精神科医の話が出ましたが、一つの保護区で1人の精神科医というやり方もあると思いますけれども、複数の保護区においてリモートで1人の精神科医の方をお願いしたりするというような形も考えられると思うので、そういった点ではまだまだサポセン間の連携によってやれることは多々あるのではないかと思います。

あと、これも小さい話なんですけれども、費用の話で言えば、例えば一つのサポートセンターで事務用品的なものを購入するのがいいのか、それとも複数のサポセンが共同購入のような形で、もちろん実費弁償はなされるんでしょうけれども、なるべく安い形で購入できる

方が良いのか等、そういうことも含めて、一つの交流のきっかけにはなると思います。そういった連携に関する部分がもうちょっと書き込まれていると良いと思います。

こういった連携ができてくると、あるエリアの中で中核的なサポセンみたいなものを設置し、そこでいろいろな雑務というか、ほかのサポセンの事務作業が軽減できるような、そういったやり方、これは保護司会の方々が使いやすいように考えていただければいいと思うんですけども、そういうやり方も考えられるのではないかと思います。いろいろなアイデアがあると思うので、その点文章の中では読み取れなかったので、追加検討していただいたらどうかというふうに思いました。

私は以上です。

**倉吉座長** ありがとうございました。

横田構成員、お願いします。

**横田構成員** まず、今回の検討案に対して、目玉策がないとか、10年前と同じ報告が連なっているという件は、考えるべきところでもあるかなと、ちょっとずつ変わっている面もあると思いますけれども、あるかなとは思っています。

その上でいろいろ、山元構成員も他の方も、案をたくさん追加で出されていたのかなと感じているところなんです。まず報酬制については、もうちょっと書きぶりを調整してもいいかなと。報酬制の導入は適切ではないと書き切っているのは結構インパクトが強いので、切り取られるだろうと思います。前後の文脈、後段の実費弁償金の件が追加はされているんですけれども、切り取られないようにどうするか対策は必要と、まず思っています。

私は保護司の方をととても尊敬をしているし、この理念もととてもいいし、報酬制や謝金なしに保護司制度を持続していけることがとても理想ではあると思ってはいます。今回書かれているこの文言について、今携わっていて報酬制を導入すべきでないというふうに思っている方にとっては、とても気持ちのいい文章になっている。だけれども、保護司の中にも、次の担い手をお誘いするときにやりにくいなと思っている人、要は宮川構成員がおっしゃっていた外と中の、人には説明しづらい部分を、そのまま私たち保護司とはこうなんだと示してしまっているのは、本当に包摂していこうという気持ちをどう表せばいいのかというのとも考えるべきだというふうに思っています。

可能性を残すという余地も入れ込んでおいた方がいいのではないかなというふうに思います。この検討会の中で、私は外野でした。外野だったんですけれども、外野の意見というのもマイノリティーであるのは事実で、かつ、若手もやはり先輩方に多少遠慮されているように見

える面もあったかなというふうに思います。やはり10年後20年後というところを考えたときに、先輩方も若手のことは考えて御意見は下さっているとは思いますが、やはり若手と、これから担い手となる可能性がある人の意見をきっちりと数値化するなり意見化するなり反映し今後の検討材料としてきちんと盛り込むというのが重要だというふうには思っています。

次に、杉本構成員がおっしゃっていた期間を区切るという件は大事だと思います。社外取締役も上限任期を企業側が導入する傾向にあります。なぜなら、やはり替わってくださいといづらいんですよね。保護司の担当の件も定期的に担当変更の機会があるから、今回こういう担当変更になりますとかという、ある程度ルール化をしていると言やすい。また、やはり替わらない方がいい場合というのは、対象者当人も保護司の担当の方も意向があるというのは事実なので、そこは余地を残す。一定のルールを設けると、期間ごとに延長すればいいのか否かというのを確認する機会にもなると思っていますので、明文化をするのが恐らくよいであろうというふうに感じた次第です。

あと、野見山構成員がおっしゃっていた最近、雇用されている方が増えてきてという話もありました。実は今20代で多分、副業も含めて自営をしていく流れというのが徐々に増えているので、またこの10年後とかに働き方の構成は変わってくる可能性はあるかなというふうに思っています。それも含めて、冒頭で申し上げたように若年層など、社会環境が変われば視界が異なり、その時代に合った関わり方も別の提案が出てくると思いますから、定期的にちゃんと当事者にこれからの担い手の意見を取り上げていただきたいというふうに思います。

最後に、男女共同参画の件です。現場に女性がまず増えていくというのが重要だと思っていますけれども、私は理事、意思決定をする場が多様性があることが重要だというふうに考えております。それは男性、女性、年齢構成も含めてということです。各地域である程度方針を出すときに、ダイバーシティの観点があれば、多少はいろいろな方の意見を反映していくことができると思いますので、成り手だけではなくて、意思決定の方向性を出すところのダイバーシティを確保することは確実に努力を頂きたいというふうに思います。

以上です。

**倉吉座長** ありがとうございました。

それでは、安全確保の問題も含めていろいろ話がありましたので、押切構成員に最後、コメントを頂きたいと思いますが。

**押切保護局長** 本当にいろいろな御意見を頂きました。安全確保対策をどのように検討し、お示ししていけるかというのは、我々保護局の大きな責任だと思っております。今日伺いました御意見を踏まえて様々な検討を行い、より実効性のある対策を講じていきたいと改めて思いました。安全確保については当然、一つ項目を設けて、報告書の案に入れていただければというふうに思うところです。

今日はありがとうございました。

**倉吉座長** ありがとうございました。

ほかに皆さん、今のを全部聞いて、ここはというところがありましたら、御意見を頂戴したいと思いますが。

よろしいでしょうか。ありがとうございました。

それでは、本日はこの程度にとどめたいと思います。

次回の検討会ですが、7月29日の月曜日となっております。よろしくお願いします。

では、長時間にわたりお疲れさまでした。どうもありがとうございました。

—了—